式に召集狀を発したが、河上氏等は、定刻に達しても姿を見せなかつたので、常任委員会は、特に開会の時間を延期し、書記を派して河上氏等の出席を促した。河上氏等は、つゞに、言を左右にして出席をかへんじなかつたので、常任委員会は、大山、石原、[illegible]、山花、長井、中お[illegible]一（会計監査）の六名によつて会議を開き、審議を開始した。（因に河上氏は、本部[illegible]紙部員として平生常任委員会に出席してゐたのである。）先づ書記局より、詳細なる経過報告があり、同様出席した常任執行委員の全部が、河上氏等の常[illegible]計劃を許すべからざる覚悟を記と認め、満場一致をもつて即時除名を決議した。

その後、十一月一日二日の両日に亘つて開催された第四回拡大執行委員会に於ても各地の代表者は、河上氏等の裏切り的行動を極度に憤慨し、徹底的な乱撃が行はれ、常本部の除名處分は、満場一致をもつて何等の意見なく承認されたのである。

我党の主張する労働組合法案（本部原案）

第一條、労働者は、労働者階級の経済的政治的利益の擁護伸張のため、労働組合並にその聯合体を組織することを得。軍人軍属、官公吏、その他何人と雖も、労働者たる限り、前項の権利を喪失することなし。労働者に非ざるものと雖も、労働組合の承認を得たる者は、之れに加入することを得。

第二條、労働組合は政治的活動の自由を制限せらるゝ事なし。

第三條、労働組合が本法による権利を確保せんと欲するときは、組合の代表者は、組合の主たる事務所々在地の地方長官をして労働組合の登録をなさしむることを得。聯合体の場合も又同じ。労働組合の登録には、組合の名称、目的、組合員の資格に関する規定、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載することを要す。聯合体の場合は以上のほか構成組合の名称を記載することを要す。

前項の登録事項に変更ありたる時は二週間以内に登録変更の手續を取るを要す。

第四條、労働組合は業務並に財産の状況又は、組合員の員数につき官廳に報告するの義務を負はず。

第五條、労働組合の正式機関の承認を得るにあらざれば、警察官吏は労働組合の事務所を捜索し、若しくは之に侵入することを得ず。